

国等の苦情申立案件について（全1件）

○国が設置している「政府調達苦情検討委員会」での苦情申立案件の概要

関係調達機関	国立大学法人 秋田大学
調達案件	秋田大学大学院医学系研究科・医学部及び医学部附属病院ほか清掃業務 一式
苦情申立人	匿名
入札手続の経過	<p>平成29年12月11日 入札公告</p> <p>平成30年2月22日 開札。苦情申立人他2社の入札価格が予め設定した基準額を下回っているとして、入札価格の調査の対象とした。</p> <p>平成30年2月23日 苦情申立人は、入札内訳書を関係調達機関の求めに応じて提出</p> <p>平成30年2月26日 苦情申立人他2社を、当該入札価格では本件調達の業務が適切に履行できないと判断し失格とした上で、本件調査の対象とならなかった他の入札者のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とした。</p> <p>平成30年3月6日 落札者を決定した旨入札者宛てに通知を发出</p> <p>平成30年3月13日 苦情申立人は、関係調達機関と協議を開始</p> <p>平成30年3月27日 苦情申立人は、政府調達苦情検討委員会に苦情申立てを行った。</p>
検討委員会の対応	<p>平成30年4月9日 苦情申立てを受理</p> <p>平成30年4月24日～6月1日 検討委員会での検討（3回）</p> <p>平成30年6月8日 検討結果の報告書及び提案書の公表</p>
苦情の概要	落札決定方法が最低価格落札方式にもかかわらず、落札決定基準が不明確であり、特定の事業者が毎年落札していることから、不透明であり公平性に欠けるため、協定第15条第5項（b）の規定に違反する。
検討委員会の検討結果（概要）	<p>(1) 協定第15条第5項(b)の規定に違反する手続上の瑕疵があったかという点について</p> <p>本件調達については、関係調達機関は、苦情申立人が契約の内容を履行できるかどうか確認するための入札価格の調査を行い、苦情申立人を失格としたとしている。</p> <p>しかしながら、関係調達機関は、本件調査において、苦情申立人に対して入札金額内訳書の提出のみを求め、入札金額のごく一部に過ぎない当該資料に記載された消耗資材費が、本件基準額の消耗資材費に対して著しく不足していることのみをもって直ちに失格とし、苦情申立人がその消耗資材費により契約の条件が履行可能であると考えている理由や履行するための対応策等について、事情聴取等による確認を行わなかった。</p> <p>このことは、関係調達機関が、苦情申立人が当該入札価格で契約の条件を履行できるかどうかについて必要とされる十分な確認を行っていなかったと認められるものであり、関係調達機関の判断は、苦情申立人が契約の条件を履行できるかという点について、全く事実の基礎を欠いたものと言わざるを得ない。</p> <p>よって、本件調達に係る手続は、協定第15条第5項の「契約の条件を履行することができる」と当該調達機関が認めた供給者を確定する手続に瑕疵があると認められるため、協定第15条第5項本文及び同項（b）に違反している。</p> <p>----- 【協定】 -----</p> <p>第15条 入札書の取扱い及び落札</p> <p>落札</p> <p>5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができる」と当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。</p> <p>6 調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる。</p>

<p>（検討委員会 の検討結果 （概要））</p>	<p>(2) 協定第10条第7項(c)の規定に違反する手続上の瑕疵があったかという点について 苦情申立人は、「落札決定基準が不明確」と主張しているが、協定第10条第7項(c)によれば、入札説明書において落札に当たっての全ての評価基準についての完全な説明が求められている。 しかしながら、入札説明書には、契約条件の履行能力を判断する上で重要な評価要素について全く記載されていなかった。 以上より、本件調達の入札説明書は、「落札に際して調達機関が適用するすべての評価基準」についての「完全な説明」をしているとは認められないため、協定第10条第7項(c)に違反している。 なお、入札説明書において、契約条件の履行能力を判断する上で重要な評価要素が全く記載されていなかったことは、落札者の決定に当たり入札説明書に記載のなかった評価基準を用いたということであるため、本件調達に係る手続は、協定第15条第5項の「入札説明書に定める評価基準『のみに照らして』次のいずれかの条件を満たす入札を行った者を落札者とする」という規定にも違反していることとなる。</p> <p>【協定】 第10条 技術仕様及び入札説明書 入札説明書 7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。 (c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性</p>
<p>検討委員会の 提案内容</p>	<p>関係調達機関が本件の「契約を破棄する」こと及び「新たに調達手続を行う」ことを提案する。</p>